

〈任意継続組合員制度〉

組合員資格は退職日の翌日に喪失しますが、一定の条件のもとで、退職後も継続して2年間を限度とし、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる健康保険制度です。

加入するかは任意です。加入後、自己都合により脱退を申し出ることができ、掛金を納めている場合は未経過月分を還付します。加入しない場合は、国民健康保険等何らかの健康保険制度に加入することになります。

●加入資格

- ・退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと
- ・退職日から起算して20日以内に加入申出をし、掛金を払い込むこと

■注意 任意継続組合員の資格を喪失されると、新たに資格取得の条件を満たさない限り、任意継続組合員にはなりません。

再就職し組合員になると任意継続の資格を喪失します。



(注意) 資格喪失後は、新たに資格取得の条件を満たさない限り、任意継続組合員になることはできません。

●加入申出期限（令和5年度末退職の方）

- 第Ⅰ期 令和6年2月15日…再就職されない方、再任用（週20時間未満）を希望されている方
- 第Ⅱ期 令和6年3月11日…健康保険制度のある再就職・再任用（フルタイム又は週20時間以上）を希望されている方

■注意 任意継続組合員の加入申出をされても、再任用（週20時間以上）や再就職（健康保険制度有）の決定、又はご家族の被扶養者になることができれば、加入申出を取り消すことができます。その場合は掛金を納入する必要はありません。

●被扶養者に関する手続

現職中から被扶養者に認定されている場合は、本人の任意継続加入に伴い、手続きなしで任意継続被扶養者証が交付されます。ただし、被扶養者が就職等で認定要件を欠く場合は、認定取消しの手続きをしていただく必要があります。

●1か月の掛金（前納の場合、割引があります。）

- (1) 短期任意継続掛金 標準報酬月額^{*1}×93.2/1,000^{*2}（令和5年度の率）
例：410,000×93.2/1,000=38,212円
- (2) 介護任意継続掛金^{*3} 標準報酬月額^{*1}×16.00/1,000^{*2}（令和5年度の率）
例：410,000×16.00/1,000=6,560円

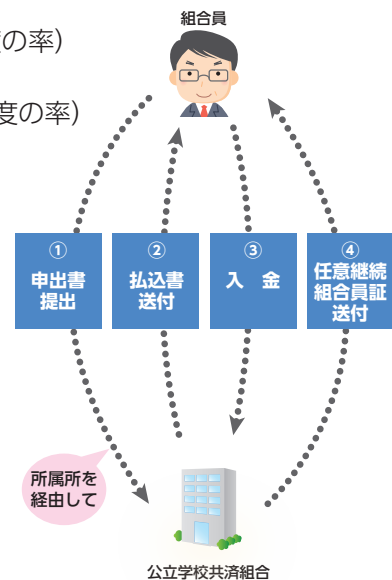
- ※1 下記①、②のうち、いずれか低い額
①退職月の標準報酬月額
②公立学校共済組合の全組合員の令和5年9月30日における平均標準報酬月額（令和5年度は410,000円^{*2}）
- ※2 令和6年度短期任意継続掛金率、介護任意継続掛金率、平均標準報酬月額については、2月中旬に所属所へ通知します
- ※3 40歳以上65歳未満の方のみ対象となります

■注意 資格を取得した月の途中で、健康保険等に加入した場合、その月の掛金は納めていただきます。ただし、当共済組合へ加入した場合は除きます。

★ 当支部ホームページに「生涯生活設計講座」での説明動画を掲載していますので、ご覧ください。



兵庫支部HP



「医療費のお知らせ」について

健康に関する意識の向上と医療費の適正化（医療機関からの不正請求や過払い防止等）を図るために、下記のとおり「医療費のお知らせ」（圧着はがき）をお送りしています。
再発行はできませんので大切に保管してください。

送付時期：令和6年2月下旬

対象期間：令和4年12月から令和5年11月受診分

対象者：令和6年2月1日時点で共済組合の資格がある組合員及び被扶養者

送付先：組合員自宅（組合員及び被扶養者分をそれぞれ送付）

大切なお知らせが
きちんと届くように、
住所変更の報告は
早めをお願いします。



「医療費のお知らせ」は、確定申告時の医療費控除の明細書の添付書類としてご利用いただけます。詳しくは国税庁ホームページ等でご確認ください。また、令和5年12月受診分については、記載がありませんので、領収証でご対応ください。

よくある質問



- Q.** 対象期間内に受診したのですが、記載がないものがあるのはなぜですか？
- A.** 医療機関から共済組合への請求書が遅れている場合や請求書の内容を審査中である場合が考えられます。確定申告に利用される場合は、記載がないものについては申し訳ございませんが領収証でご対応ください。

病気やけがで仕事を休んだとき ～傷病手当金～

組合員が公務によらない病気やけがの療養のため勤務に服することができず報酬（給与）が減額されたとき、これを補填し生活を保障するために傷病手当金が支給されます。

●支給期間は？

同一の病気またはけがの療養のため、引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から通算して、1年6か月の範囲で支給されます。その後、引き続き勤務に服することができない場合は、附加金が6か月の範囲で支給されます。（最大2年間）

また、1年以上組合員であった方が、退職したときに傷病手当金を受けていた（または受けられる状況であった）場合は、その方が退職しなかったとしたら受けることができる期間分を継続して受給することができます。ただし、退職後は附加金の受給はできません（※任意継続組合員になっても同様です）。

●支給金額は？

（通常の場合）

1日あたり

支給開始日の属する月以前の直近の継続した
12月間の各月の標準報酬の月額×1/22

× 2/3 相当額が支給されます。

※給料等の報酬や同一の傷病による障害厚生（共済）年金の支給等がある場合は、傷病手当金の金額が調整（減額）されます。

●手続きに必要なものは？

下記書類を所属所を經由して支部まで提出してください。

○傷病手当金（同附加金）請求書

○報酬支給額等証明書

○傷病手当金試算シート

○請求月の給与明細書の写し



申請書類はHPから
ダウンロードしてください。



ホームページはこちら

兵庫支部トップページ➡様式ダウンロード➡短期給付に関する様式（給付担当）➡【請求払い給付金関係】



インフルエンザ予防接種の助成金が請求できます

組合員本人（短期組合員を含む）を対象に、インフルエンザ予防接種の自己負担金の一部を助成しています。申請方法については、以下のとおりです。

- (1) 『インフルエンザ予防接種助成金請求書』に必要事項を記入し、領収書（写しでも可）を添付して、**所属所の担当者に**提出してください。
 - (2) 所属所の担当者により、オンライン申請を行っていただきます。
 - (3) 後日、公立学校共済組合に登録されている組合員本人の口座に助成金を振り込みます。
- ※助成限度額は、一人当たり年度内**1,000円以内**とします。（請求は**1回限り**）
※所属所により事務手続きが一部異なる場合がございます。所属所にてご確認ください。

注意事項



申請しても、共済組合に登録している銀行口座が正しくないと助成金の振込ができません。**口座解約**や**口座内容の変更**があれば資格担当に報告しているか、金融機関に名義変更ができているかなど、請求前に確認をお願いします。

詳細については、公立学校共済組合兵庫支部のホームページに掲載しています。

<https://www.kouritu.or.jp/hyogo/kousei/kanri/influenzayobou/index.html>
QRコードからもアクセスできます。



特定保健指導は生活習慣改善のチャンス！

法律に基づき、生活習慣病を発症するリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門職（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートを行います。（事業委託先：**SOMPOヘルスサポート株式会社**）

なお、受診料は共済組合が負担しますので、**無料**で受診することができます！
※定期健康診断や人間ドック等の結果により、年度ごとに対象者が抽出されます。

《特定保健指導の流れ》

①SOMPOヘルスサポート(株)からご連絡

ご案内の文書を対象者のご自宅宛てに送付します。その後、SOMPOヘルスサポート(株)の保健師等から電話があり、面談の日程調整を行います。

②保健師等との面談

遠隔にてオンライン面談を行います。（所属所への訪問も可能）
健康に関するお悩み相談や、生活習慣改善に向けての目標などについて話合います。

③支援開始

電話またはメールによる支援を行います。設定した目標に向けて、保健師等のサポートを受けながら生活習慣の改善に取り組みます。
3か月後または6か月後に最終評価を実施して終了となります。



【支援内容に関するお問い合わせはこちら】

SOMPOヘルスサポート(株)サポートセンター

0120-334-523 (9:00~17:00 土日祝・年末年始除く)

その悩み・心配事、まずは話してみませんか？

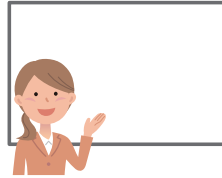
教職員メンタルヘルス相談センターをご存じですか？

臨床心理士がこころの健康に関して、電話・面談・メールなどによる相談を受け付けています。
仕事の悩みだけでなく、プライベートでの心配事も、一人で抱え込まずに話してみませんか？
(面談希望者は、事前に電話予約が必要です。)

相談



研修



動画



悩みを抱える組合員本人・家族からの相談以外にも、所属所等からの依頼によるメンタルヘルスに関する職員研修会や相談会（臨床心理士の派遣）、研修動画の貸出なども実施しています。

まずは、お電話にてお問い合わせください。



相談用電話：0120-165-565（フリーダイヤル）
相談用メールアドレス：mental_sodan1@pref.hyogo.lg.jp
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）
場所：神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館別館

「ひょうご夢Life」7月号の訂正について

「ひょうご夢Life」7月号2ページ「被扶養者の認定要件は満たしていますか？」

◆被扶養者チェックポイント 表の2枠目の内容に誤解を招く表現がありましたので、お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。改めてご確認をお願いいたします。

【修正前】

被扶養者の状況等	確認ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の方 ・公的年金を受給している方 (公的障害年金受給権者含む) 	<p>●パート収入や年金額の改定、資産収入増等で、所得限度額（年額180万円かつ月額15万円）以上の収入がありませんか？</p> <p>「公的年金」とは、国民年金、厚生年金、各種共済年金、遺族年金、障害年金、企業年金等が含まれます。</p>

【修正後】

被扶養者の状況等	確認ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の方 ・公的障害年金を受給している方 (公的障害年金受給権者（※1）を含む) 	<p>●所得限度額（年額180万円かつ月額15万円）以上の収入がありませんか？</p> <p>所得は、パート収入、年金額（※2）、資産収入（不動産・株等）を合算し、限度額と比較します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金を受給している方 	<p>●所得限度額は年額130万円かつ月額10万8,334円です。</p> <p>●60歳以上の方は年額180万円かつ月額15万円が限度額となります。</p>

(※1) 併給調整等による支給停止により、現に障害年金を受給していない方も含みます。

(※2) 年金には、公的年金（国民年金、厚生年金、各種共済年金、遺族年金、障害年金）と個人（私的）年金があり、いずれも収入に含まれます。